

特定医療費(指定難病)支給認定の新規申請について

(令和7年7月1日～令和8年6月末までに新規申請する方へ)

R7.7.1

受給者証の交付を希望される方は、次の必要書類をそろえて、住所地を管轄する保健福祉事務所等（3ページ参照）に郵送または持参してください。（※1. 申請書と2. 臨床調査個人票がそろえば受付できます。）

番号	提出書類一覧	対象者										
1	特定医療費（指定難病）支給認定申請書	全員提出										
2	臨床調査個人票（医師が作成） 難病指定医が概ね3か月以内に作成したものがが必要です。											
3	個人番号（マイナンバー）調書 受診者のマイナンバーと、下表【支給認定基準世帯員】のマイナンバーを記入してください。 ※受診者が18歳未満の場合、保護者分の記入も必要となります。 <table><tr><th>【患者の加入保険】</th><th>【支給認定基準世帯員】</th></tr><tr><td>被用者保険加入の場合 （協会けんぽ、〇〇共済、〇〇会社健保組合）</td><td>患者が加入する保険の被保険者</td></tr><tr><td>その他の保険に加入の場合 （国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢）</td><td>同一世帯かつ同一保険の方全員</td></tr></table>		【患者の加入保険】	【支給認定基準世帯員】	被用者保険加入の場合 （協会けんぽ、〇〇共済、〇〇会社健保組合）	患者が加入する保険の被保険者	その他の保険に加入の場合 （国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢）	同一世帯かつ同一保険の方全員				
【患者の加入保険】	【支給認定基準世帯員】											
被用者保険加入の場合 （協会けんぽ、〇〇共済、〇〇会社健保組合）	患者が加入する保険の被保険者											
その他の保険に加入の場合 （国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢）	同一世帯かつ同一保険の方全員											
4	本人確認書類 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード表面など）が必要です。											
5	個人番号確認書類 3. 個人番号（マイナンバー）調書に記入いただいた方全員分のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード裏面など）が必要です。											
6	同意書 加入する医療保険の保険者に県が情報照会をするための同意書です。											
7	令和7年度所得課税証明書（下表対象者に該当する場合） <table><tr><th>【対象者】</th><th>【所得課税証明書が必要な方】</th></tr><tr><td>国民健康保険組合加入の方</td><td>同一保険かつ同一世帯の方全員</td></tr><tr><td>被用者保険※加入で、 被保険者が住民税非課税の方 ※協会けんぽ、〇〇共済、〇〇会社健保組合等</td><td>受診者が加入する保険の被保険者 ※患者が住民税未申告の場合は患者分も必要</td></tr><tr><td>DV等の支援措置を受けている方</td><td>被用者保険：被保険者 その他の保険：同一世帯同一保険世帯全員</td></tr><tr><td>住民税未申告の方</td><td></td></tr></table>	【対象者】	【所得課税証明書が必要な方】	国民健康保険組合加入の方	同一保険かつ同一世帯の方全員	被用者保険※加入で、 被保険者が住民税非課税の方 ※協会けんぽ、〇〇共済、〇〇会社健保組合等	受診者が加入する保険の被保険者 ※患者が住民税未申告の場合は患者分も必要	DV等の支援措置を受けている方	被用者保険：被保険者 その他の保険：同一世帯同一保険世帯全員	住民税未申告の方		対象者のみ提出
【対象者】	【所得課税証明書が必要な方】											
国民健康保険組合加入の方	同一保険かつ同一世帯の方全員											
被用者保険※加入で、 被保険者が住民税非課税の方 ※協会けんぽ、〇〇共済、〇〇会社健保組合等	受診者が加入する保険の被保険者 ※患者が住民税未申告の場合は患者分も必要											
DV等の支援措置を受けている方	被用者保険：被保険者 その他の保険：同一世帯同一保険世帯全員											
住民税未申告の方												
8	令和6年度所得課税証明書（下表対象者が令和7年7月に申請する場合） <table><tr><th>【対象者】</th><th>【所得課税証明書が必要な方】</th></tr><tr><td>国民健康保険組合加入の方</td><td>同一保険かつ同一世帯の方全員</td></tr><tr><td>被用者保険※加入で、 被保険者が住民税非課税の方 ※協会けんぽ、〇〇共済、〇〇会社健保組合等</td><td>受診者が加入する保険の被保険者 ※患者が住民税未申告の場合は患者分も必要</td></tr></table>	【対象者】	【所得課税証明書が必要な方】	国民健康保険組合加入の方	同一保険かつ同一世帯の方全員	被用者保険※加入で、 被保険者が住民税非課税の方 ※協会けんぽ、〇〇共済、〇〇会社健保組合等	受診者が加入する保険の被保険者 ※患者が住民税未申告の場合は患者分も必要					
【対象者】	【所得課税証明書が必要な方】											
国民健康保険組合加入の方	同一保険かつ同一世帯の方全員											
被用者保険※加入で、 被保険者が住民税非課税の方 ※協会けんぽ、〇〇共済、〇〇会社健保組合等	受診者が加入する保険の被保険者 ※患者が住民税未申告の場合は患者分も必要											
9	非課税収入の年額を証明する書類のコピー（以下2点ともに満たす場合） ・患者に非課税収入がある（右表のいずれか） ・患者の年収（※）が80.9万円以内 ※年収＝「所得金額（年金を除く）」 ＋「公的年金収入」＋「非課税収入」 <table><tr><td>障害年金</td><td>福祉手当</td></tr><tr><td>遺族年金</td><td>障害手当</td></tr><tr><td>障害補償（労災）</td><td>特別児童扶養手当</td></tr></table>	障害年金	福祉手当	遺族年金	障害手当	障害補償（労災）	特別児童扶養手当					
障害年金	福祉手当											
遺族年金	障害手当											
障害補償（労災）	特別児童扶養手当											

その他の注意事項

注1) 1 ページの表のうち「3. 個人番号（マイナンバー）調書」、「4. 本人確認書類」、「5. 個人番号確認書類」いずれかの提出がない場合は、以下3点の書類が必要となります。
 ・住民票 ・医療保険の資格確認書等のコピー ・所得課税証明書

注2) 受診者と同じ世帯内に指定難病か小児慢性特定疾病の受給者がいる場合
 →該当する方の受給者証のコピーの提出が必要です。

注3) 受診者が生活保護受給者である場合
 →生活保護受給者証の写しまたは受給証明書等の受給状況書類の提出が必要です。

注4) 軽症高額該当について
 →臨床調査個人票の記載により確認できる症状の程度が基準より軽い場合、通常であれば不認定となりますが、多額の医療費がかかっている場合は認定となります。この基準として、指定難病にかかる月ごとの医療費総額（10 割）が 33,330 円を超える月が過去 12 か月のうち 3 回以上あることが必要です。該当する場合は、医療費を証明する書類として、「領収書を添付した医療費申告書」か「医療機関が記入した医療費証明書」いずれかの提出が必要です。

注4) 審査の結果は、申請書類受理日の翌々月上旬にお知らせする予定です。

注5) 上記以外にも必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。

自己負担上限額表(月額) (単位:円)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合		
			自己負担上限額（外来＋入院）		
			一般	高額かつ長期 （※）	人工呼吸器等装 着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 （世帯）	本人年収 80.9万円以内	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80.9万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税あり かつ 7.1万円以内		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

※「高額かつ長期」とは、支給認定を受けてから月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者（例えば、医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上）

指定難病医療費助成制度について

医療費助成の支給認定を受けることにより、指定難病に係る医療について、世帯の所得に応じて医療費が軽減されます。

概要

①自己負担割合

- ・現行の3割負担から2割に軽減されます。
(後期高齢者医療制度に加入されている方など、1割負担の方は除きます。)

②自己負担上限額

- ・世帯の所得に応じて、自己負担上限額を決定します。
- ・受診した複数の医療機関等の自己負担(※)をすべて合算した上で、負担上限額を超えた額を公費助成します。
(※)薬局での保険調剤及び訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む。

③所得を把握する単位＝医療保険における世帯

★「世帯」の考え方★

- ・受診者(特定医療の提供を受ける指定難病の患者)と同一の世帯に属する者のうち、当該患者と同じ医療保険に加入する者を、「世帯」として取り扱います。

④所得を把握する基準＝市町村民税(所得割)の課税額等

⑤入院時の食費等

入院時の標準的な食事(生活)療養に係る費用は、患者負担となります。

⑥香川県指定難病(メニエール病、慢性腎不全、突発性難聴)の注意点

- ・香川県以外の医療機関で医療等を受けた場合と公費助成対象の介護保険サービスを受けた場合は、受給者が保険の自己負担額を医療機関の窓口で一度支払い、公費助成額を後日県に請求いただきます。

上記の内容は、香川県のホームページに掲載しています。

《香川県 - 健康・福祉 - 難病等対策・被爆者援護 - 指定難病》

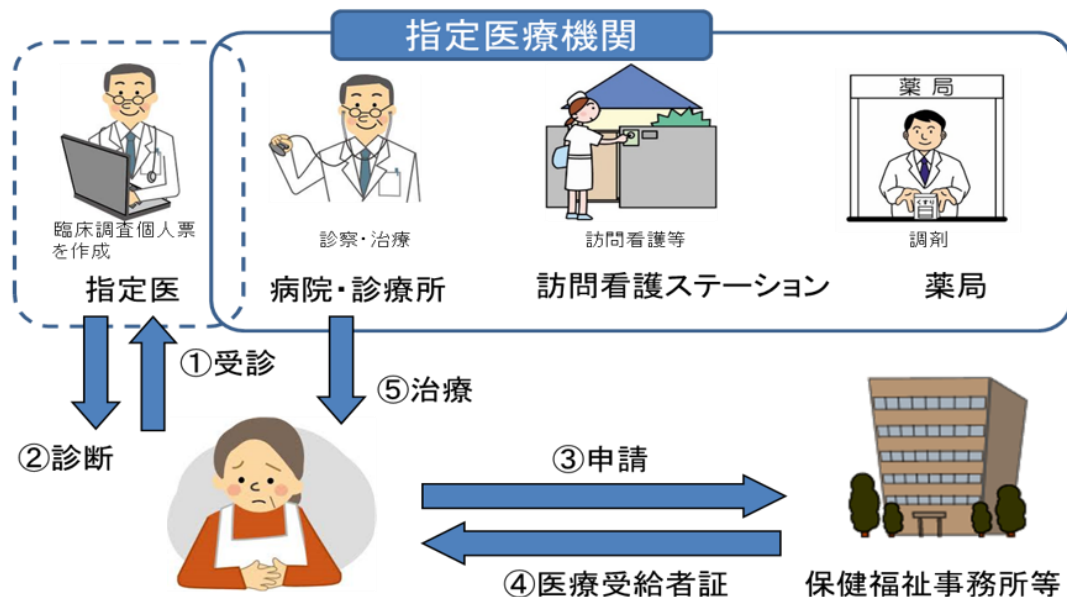
URL : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/siteinanbyo/index.html>



【お問い合わせ先】

担当課	所在地	電話	管轄地域
東讃保健福祉事務所 保健対策課	さぬき市津田町津田930-2	0879-29-8265	さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町
小豆総合事務所 保健福祉課	小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	0879-62-1373	小豆郡
中讃保健福祉事務所 健康福祉課	丸亀市土器町東8-526	0877-24-9961	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡
西讃保健福祉事務所 保健対策課	観音寺市坂本町7-3-18	0875-25-2052	観音寺市、三豊市
香川県保健福祉総務課 難病等対策グループ	高松市番町4-1-10 県庁本館16階	087-832-3272	高松市

指定難病医療費の支給を受けるには



- 「臨床調査個人票(新規)」の作成は、難病指定医が行います。
- 「指定医療機関」で受ける医療に限り、助成を受けることができます。

《支給認定について》

ご提出いただいた臨床調査個人票に記載された内容が診断基準に照らし、「指定難病」に罹患していると認められ、かつ、病状の程度が「重症度分類」を満たしている場合に医療費助成の対象となります。

特定医療費の支給認定に係る「世帯」の考え方

- 「世帯」の単位は、同じ医療保険に加入している者です。
- 医療保険の加入関係が異なる場合には、税制における取扱いに関係なく、別の「世帯」です。

